**催　告　書**

　市町村税の未納が残っております。

　同封の納付書で下記の納期限までに納付してください。コンビニエンスストアや銀行，市町村役場の窓口で納付できます。

　未納を放置すると延滞金が課され，日本の法令の規定により勤務先，取引先等に調査を行い，預金や給料等の差押えを行います。

指定納期限：20XX年○月○日

　税は納期限内の納付が原則です。

　今後，納期限を迎える市町村税につきましては，納期限を守って納付していただくようお願いします。

〇〇市町村役所

納税第一班

ＴＥＬ：022-000-0000

開庁時間：午前８時30分から午後５時15分まで

（土，日，祝日，12月29日から１月３日を除く）